

農家民泊をご存知ですか？ 受入家庭になってみませんか？

現在、下石崎地区において、「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会」が都市部の児童や生徒たちを対象に、農村部の一般家庭に宿泊して田舎暮らしを体験する「農家民泊」や地域が持つ豊かな自然、伝統、郷土文化が体験できる「農漁業等体験」の受け入れを実施しています。

体験者、受入者の双方からは、「心温まる交流を通して、貴重な体験ができる上、人とのつながりを感じることができた」と数多くの声が寄せられています。

町農業政策課では、教育の場になったり、地域の活性化にも繋がる「農家民泊」の受入家庭の拡充を推進しています。

受入家庭として体験を希望される方、また農家民泊や農漁業等体験を見学したい方、農家民泊についてもっと詳しく知りたい方は、農業政策課までお問い合わせください。

ひろうら田舎暮らし体験推進協議会の受入予定

(平成29年5月現在)

受入日	体験者	受入予定人数
6月20日(火)～6月22日(木)	タイ・日本の学生	25人
6月28日(水)～7月2日(日)	アメリカの学生	44人
7月6日(木)～7月7日(金)	台湾の学生	48人
7月10日(月)～7月14日(金)	アメリカの学生	44人
8月18日(金)～8月20日(日)	台湾の学生	15人



※予定ですので変更となる場合があります。

【問合せ先】 農業政策課 ☎029-240-7118 (直通)

平成29年度

狂犬病予防注射(追加実施)のお知らせ

狂犬病予防法により生後91日以上の飼養犬登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年4月から6月までの年1回)が義務付けられています。

平成29年度の狂犬病予防注射が、まだ済んでいない場合は、下記の日程で追加実施しますので、飼養犬の注射を必ず受けてください。

- ▶日時 6月25日(日) 午前9時～11時30分
午後1時～2時30分
- ▶場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」駐車場



料		合計金額	登録手数料	予防注射済票 交付手数料	予防注射 料金
金	注射だけの場合	3,550円	—	550円	3,000円
表	新規登録の場合	6,550円	3,000円	550円	3,000円

※室内犬や小型・猟犬など、種別による例外はありません。
・料金は、釣銭のないようお願いします。
・飼養犬の登録は、生涯に1回です。また、飼養犬が死亡した場合、または飼い主の変更等があった場合は、みどり環境課まで届け出てください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎029-240-7135 (直通)

ひとり親家庭、重度障害をもつ方を対象としたマル福をお使いの皆様へ

マル福受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証は期限が6月30日までとなり、7月1日から受給者証が新しくなります。平成29年度の所得を判定したうえで、該当の方へは新しい受給者証を、非該当の方へは非該当通知を6月末に送付予定です。

※平成29年1月1日以降に転入された方等、所得が確認できない方に関しては、6月上旬に案内通知を送付しています。6月中に必要な書類をご持参のうえ、お手続きをお願いします。

※マル福には所得制限があります。また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合も非該当となります。

ひとり親家庭マル福

合計扶養親族数	うち、老人扶養親族 または特定扶養親族数		
	1人	2人	
0人	301万6千円		
1人	339万6千円	349万6千円	
2人	377万6千円	387万6千円	397万6千円
3人	415万6千円	425万6千円	435万6千円

重度障害マル福

扶養親族数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
3人	626万9千円	696万2千円

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎029-240-7113 (直通)

平成29年度 児童手当・特例給付現況届 は期間内のご提出を！

この届けは、6月1日を基準日として児童手当・特例給付を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するための大切なものです。

現況届が審査・受理されないと、6月分以降の手当を受給することができませんので、受付期間内での提出をお願いします。

- ▶受付期限 6月30日(金)まで(土・日・祝日を除く)
- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時
- ▶受付場所 茨城町役場1階2番窓口 こども課

※現況届は郵送による受け付けが可能で、6月30日必着です。添付書類の不足や記入漏れのないようご確認の上お送りください。

▶持参するもの

- ・現況届(事前に個別に郵送します。6月中旬発送予定)
- ・朱肉を使用する印鑑
- ・受給者本人の健康保険証の写し(茨城町国民健康保険に加入されている方以外の方)
※対象児童のものではありません。
- ・児童手当用所得証明書(平成29年1月1日に茨城町外に居住していた方のみ。平成29年1月1日に居住していた市区町村から取得してください)
- ・別居監護申立書及び対象児童の含まれる世帯の住民票謄本(対象児童と別居されている方)

【郵送先】 〒311-3192 茨城町小堤1080
茨城町役場こども課 児童手当担当

【問合せ先】 こども課 ☎029-240-7144 (直通)